

VI 資料編

1. 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）最終改正：平成 28 年法律 11 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うそ

の他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号)抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2. 東久留米市自殺対策推進協議会設置要綱

東久留米市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定に基づき、関係機関の相互の連携を促進し、地域の自殺対策を推進するため、東久留米市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 東久留米市自殺対策計画の策定その他地域の自殺対策の推進に必要な検討事項に関すること。
- (2) 地域の関係機関の連携及び自殺対策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、15人以内の委員をもって構成し、委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1名
- (2) 保健医療関係者 4人以内
- (3) 福祉関係者 3人以内
- (4) 教育関係者 1名以内
- (5) 商工関係者 1名以内
- (6) 警察又は消防（救急救命）の関係者 2名以内
- (7) 公共交通機関関係者 1名以内
- (8) 公募による市民 2名以内

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名するものをもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(守秘義務)

第7 委員は、委員の職を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報償)

第8 委員に対しては、職務の遂行に係る報償を予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、福祉保健部健康課において処理する。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が協議会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

東久留米市自殺対策推進協議会委員名簿

(期間:令和元年7月1日～令和3年6月30日)

氏名	所属等
西村 由紀	特定非営利活動法人メンタルケア協議会理事
石橋 幸滋	一般社団法人東久留米市医師会会長 石橋クリニック院長
落 裕美	一般社団法人東久留米市医師会 久留米ヶ丘病院院長
大槻 健人	一般社団法人東久留米市薬剤師会 ハッピー調剤薬局東くるめ店薬局長
筒井 智恵美	東京都多摩小平保健所 企画調整課地域保健推進担当課長
江連 大介	社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会
長尾 智恵子	社会福祉法人竹恵会特別養護老人ホーム けんちの里施設長
熊谷 大	社会福祉法人 椎の木会
花房 康之	東久留米市中学校校長会 中央中学校校長
岩崎 哲二	東久留米市商工会事務局長
内山 実	警視庁田無警察署 生活安全課長
長谷川 新一 (～令和元年9月30日) 結城 正博 (令和元年10月1日～)	東京消防庁東久留米消防署 警防課長
太田 雅彦	西武鉄道株式会社 石神井公園エリア駅管区長
橋村 幹生	公募市民
時田 良枝	公募市民

3. 東久留米市自殺対策推進連絡会設置要綱

東久留米市自殺対策推進連絡会設置要綱

(設置)

第1 自殺対策に係る市内の有機的な連携体制の構築を図ることにより、自殺対策に関する政策の実施及び推進を図るため、東久留米市自殺対策推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進連絡会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 東久留米市自殺対策計画策定及び計画推進に係る市内の調整事項
- (2) 自殺対策に係る市内連携の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策全般について必要とする事項

(組織)

第3 推進連絡会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第4 推進連絡会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、福祉保健部長をもって充て、副会長は、委員の中から会長があらかじめ指名する。
- 3 会長は、推進連絡会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進連絡会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(部会)

第6 第2各号に掲げる所掌事項について関連する所管の事業の調査及び検討を行わせるため、推進連絡会に東久留米市自殺対策推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、前項に規定する調査、検討等の結果を推進連絡会に報告するものとする。
- 3 部会の委員については、別表2に定めるとおりとする。
- 4 部会長は、福祉保健部健康課長をもって充て、副部会長は、委員の中から部会長があらかじめ指名する。
- 5 会長は、推進連絡会を代表し、会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員が出席できないときは、代理の者が出席することができる。
- 8 部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7 推進連絡会及び部会の庶務は、福祉保健部健康課において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

委員	福祉保健部長
	教育部指導室長
	市民部産業政策課長
	市民部生活文化課長
	市民部納税課長
	福祉保健部福祉総務課長
	福祉保健部障害福祉課長
	福祉保健部介護福祉課長
	福祉保健部健康課長
	福祉保健部保険年金課長
	子ども家庭部児童青少年課長
	教育部図書館長

別表 2 (第 6 関係)

委員	福祉保健部健康課長
	市民部産業政策課労政商工係長
	市民部生活文化課市民相談・施設係長
	市民部納税課納税係長
	福祉保健部福祉総務課福祉政策係長
	福祉保健部福祉総務課保護 2 係長
	福祉保健部障害福祉課主査
	福祉保健部介護福祉課地域ケア係長
	福祉保健部健康課主査
	福祉保健部保険年金課国民健康保険係長
	子ども家庭部児童青少年課助成支援係長
	子ども家庭部児童青少年課主査 (子ども家庭支援センター)
	子ども家庭部児童青少年課主査
	教育部指導室指導主事
教育部図書館図書サービス係長	

4. 策定の経過

年月日	実施内容
平成 30 年度	
7月 20 日	◇第 1 回東久留米市自殺対策庁内連絡会 (1) 庁内連絡会について (2) 自殺対策の動向及び当市の現状について (3) 今後のスケジュールについて
9月 10 日～ 11月 30 日	◇関係団体・庁内各課等ヒアリング調査の実施 ①関係機関・団体…11 団体（平成 30 年 10 月 23 日～11 月 30 日） ②庁内関係課…10 課（平成 30 年 9 月 10 日～9 月 14 日）
9月 28 日	◇第 2 回東久留米市自殺対策庁内連絡会 (1) アンケート案の確認結果及び修正案について (2) 国・東京都の自殺対策の動向及び当市の自殺の現状について (3) 各課の相談状況について (4) 関係団体等団体ヒアリング調査結果について
10月 25 日～ 11月 30 日	◇アンケート調査の実施 ①小中高生（900 件配布、260 件回収、回収率 28.9%） ②18～64 歳（600 件配布、158 件回収、回収率 26.3%） ③65 歳以上（500 件配布、267 件回収、回収率 53.4%）
平成 31 年 1月 29 日	◇第 3 回東久留米市自殺対策庁内連絡会 (1) 「こころの健康に関するアンケート」実施結果について (2) 関係団体等団体ヒアリング調査結果について (3) 庁内事業の棚卸しについて
平成 31 年度（4月 1 日～4月 30 日）・令和元年度（5月 1 日～）	
5月 10 日	◇第 1 回東久留米市自殺対策推進連絡会 (1) 自殺対策の動向について (2) 本市の自殺及びこころの健康の状況、課題について (3) 本市における自殺対策の方向性について
5月 20 日	◇第 1 回東久留米市自殺対策推進部会 (1) 自殺対策の動向について (2) 本市の自殺及びこころの健康の状況、課題について (3) 本市における自殺対策の方向性について

年月日	実施内容
7月2日	◇第2回東久留米市自殺対策推進部会 (1)「(仮称)東久留米市自殺対策計画(素案)」の検討
7月17日	◇第1回東久留米市自殺対策推進協議会 (1)計画策定の年間スケジュールについて (2)自殺対策の動向について (3)本市の自殺及びこころの健康の状況及び課題、自殺対策の方向性について
8月23日	◇第2回東久留米市自殺対策推進協議会 (1)(仮称)東久留米市自殺対策計画(素案)について
9月30日	◇第3回東久留米市自殺対策推進部会 (1)「(仮称)東久留米市自殺対策計画(素案)【修正版】」確認の回答状況について (2)今後のスケジュールについて
10月15日	◇第3回東久留米市自殺対策推進協議会 (1)「(仮称)東久留米市自殺対策計画(素案)【修正版】」ご意見への対応について (2)今後のスケジュールについて
11月18日～ 12月7日	◇パブリック・コメントの実施 提出意見：0件
令和2年 1月27日	◇第2回東久留米市自殺対策推進連絡会 (1)東久留米市自殺対策計画(案)について (2)次年度の予定について

5. 本計画に掲載した相談窓口一覧

※相談窓口の受付は祝日・年末年始を除きます（一部受け付けている窓口もあります）

健康

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
健康課	健康相談(こころの健康を含む)	042-477-0022	8時半～17時(月～金)

消費生活（多重債務等）

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
東久留米市消費者センター	消費者被害の相談 (多重債務に関する相談を含む)	042-473-4505	10時～12時、13時～16時 (月～金)

法律・人権

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
生活文化課	市民総合相談 (弁護士・人権擁護委員による相談)	042-470-7738	法律相談:10時～(第1～4水曜) 予約制 人権相談:13時半～(第3水曜) 予約制

生活困窮

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
福祉総務課	生活保護に関する相談	042-470-7741	8時半～17時(月～金)
	生活に困窮した方の自立に関する相談	042-470-7749	9～12時、13～16時(月～金)

心身の障害

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
障害福祉課	医療費の助成、障害福祉サービスの利用、障害者虐待の防止	042-470-7747 FAX 042-475-8181	8時半～12時、13～17時 (月～金)
【委託】 東久留米市地域生活支援センターめるくまー(精神障害)	精神障害の生活支援	042-476-1335 FAX 042-476-5168	電話相談: 9時～20時(月～金) 13時～20時(土) 9時～17時(祝日) 来所相談:曜日により時間帯が異なるため直接お問い合わせください
【委託】 東久留米市さいわい福祉センター (身体・知的障害)	身体・知的障害の総合相談、通いの場	042-477-2711 FAX 042-477-2750	9時～17時(月～金)

仕事・就労

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
産業政策課	中小企業等への融資相談	042-470-7743	8時半～17時(月～金)
【委託】 障害者就労支援室 さいわい	知的、身体に障害のある方の就労相談	042-477-3100 FAX 042-477-2750	9時～17時(月～金)
【委託】 障害者就労支援室 あおぞら	精神障害の方への就労相談	042-478-2625 FAX 042-476-2625	9時～17時(月～金)

介護

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
介護福祉課	介護認定の申請、介護保険サービスの手続き ほか	042-470-7777(代表) 内 2501～2503	8時半～12時、13～17時 (月～金)
【委託】 地域包括支援センター	介護サービスなど高齢者の総合的な相談	東部地域包括支援センター 042-473-9996 東部地域包括支援センター 本部 042-428-7788 中部地域包括支援センター 042-470-8186 中部地域包括支援センター 本部 042-451-5121 西部地域包括支援センター 042-472-0661	9時～19時(月～金) 9時～17時(土) 上記受付時間外であっても緊急電話は受付

女性の悩み全般

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
東久留米市男女平等推進センター	女性が抱える悩み全般に関する相談(人間関係、生き方、DV など)、法律相談	042-472-0061	女性の悩みごと相談: 原則毎週月曜 予約制 女性弁護士による法律相談: 原則毎月第1金曜 予約制

子育て

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
健康課	乳幼児の健康・発達・育児のことや、妊産婦に関する相談	042-477-0022	8時半～17時(月～金)
東久留米市子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合相談(子育て広場、虐待相談含む)	042-471-0910	9時～17時(月～土)
地域子ども家庭支援センター上の原	子育ての広場	042-420-9011	9時～16時半(月～金)
わかくさ学園	療育相談、発達相談	042-467-3275	8時半～17時(月～金)
【委託】 東久留米市社会福祉協議会	子どもを持つ家庭の支援(ファミリー・サポート・センター事業)	042-475-3294	9時～17時(月～金)

教育

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
東久留米市教育センター 教育相談室	教育上の様々な相談	中央相談室 042-473-3667	10時～17時(火～土) 予約制
		滝山相談室 042-475-8909	10時～17時(月～金) (第2・4水曜のみ18時まで) 予約制

ひとり親家庭の相談

相談窓口	具体的な相談内容	電話番号	時間など
児童青少年課	医療等の助成、ホームヘルプ、母子保護など	042-470-7736	8時半～17時(月～金)

令和2年2月

東久留米市自殺対策計画

発行 東久留米市

事務局 東久留米市福祉保健部健康課

所在地 東久留米市滝山4-3-14（わくわく健康プラザ内）

電話 042-477-0022

E-mail kenko@city.higashikurume.lg.jp

